

旧中野高等学校跡地の使用許可に関する事務取扱要領

令和6年12月2日

総務部 企画財政課

公共施設マネジメント推進室

(趣旨)

第1条 この要領は、旧中野高等学校跡地（行政財産）の使用許可に関し、中野市財務規則（平成17年4月1日規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(使用場所)

第2条 旧中野高等学校跡地の使用許可をすることができる場所は、東側駐車場及び西側グラウンドとする。

(使用許可の範囲等)

第3条 使用の許可は、規則第181条の各号の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用する場合。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐又は代行（公の施設における指定管理者による管理を含む。以下同じ。）する者が、その事務及び事業の用に供するため使用する場合。
- (3) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合。
- (4) 運輸、電気、水道、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させる場合。
- (5) 学術調査、研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に短期間使用させる場合。
- (6) 不特定多数の者を対象とした産業振興及び地域活性化を主な目的とする事業の用途に短期間使用させる場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、企画財政課長が特に必要と認める場合。

2 前項の規定にかかわらず、市がその事務及び事業を遂行するため施設を使用する場合については、使用許可の対象としない。ただし、使用者は第8条に定める使用許可申請書（様式第1号）は提出するものとする。

(使用許可期間等)

第4条 使用許可期間は、1年を超えることができない。ただし、企画財政課長が特別の事情があると認めるときは、これを更新することができる。

2 使用を許可することができる時間は、午前0時から午後0時までとする。午後0時を超える場合は、使用日を複数として申請すること。

(使用許可の条件)

第5条 使用を許可するときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 第三者に使用させてはならないこと。
- (3) 使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (4) 使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了したときは、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、財産管理者が特に認めた場合は、原状に回復しないことができること。

(許可をすることができない場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可をすることはできない。ただし、企画財政課長がやむを得ない認める場合を除く。

- (1) 財産の現状を変更して使用しようとする場合であって、その変更によって当該財産を容易に原状に回復することができないものである場合。
- (2) 独立した建物又は土地の全部又は大部分を使用しようとするものである場合。
- (3) 使用しようとする土地に建物その他相当堅固な施設を設置しようとするものである場合。
- (4) 許可条件を履行する能力を有しないと認められるものである場合。

(許可の原則)

第7条 許可にあたっては、使用を認める期間等を必要最小限度にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできるように現状のまま使用させることを原則として運用しなければならない。

- 2 状況等により、使用可能面積が変更となる場合がある。

(使用許可申請等)

第8条 行政財産の使用の許可（使用期間の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を企画財政課長に提出しなければならない。

- 2 企画財政課長は、行政財産の使用を許可したときは、使用許可書（様式第2号）を申請者に交付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、行政財産の一時的かつ簡易的な使用に係る許可の申請又は許可については、口頭によることができる。

(使用許可の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 市において使用許可をした物件を、公用又は公共の用に供する必要があるとき。
- (2) 使用者が、許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
- 2 前項第1号の規定による使用許可の取消しを、その1月前までに使用者に通知するように努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

(使用料)

第10条 使用料は、原則有償とする。ただし、第3条第1号から第3号まで及び第7号の規定による使用並びに第8条第3項による使用許可においては、無償とすることができる。

2 前項の規定に関わらず中野市市民会館を使用する者の駐車場として使用する場合は、無償とする。

3 使用料の金額においては、「財産管理事務実務要覧」の規定を準用し、下記のとおり定める。ただし、第7条第2項の規定により使用面積が変更となった場合は、状況に応じた面積で都度算出する。

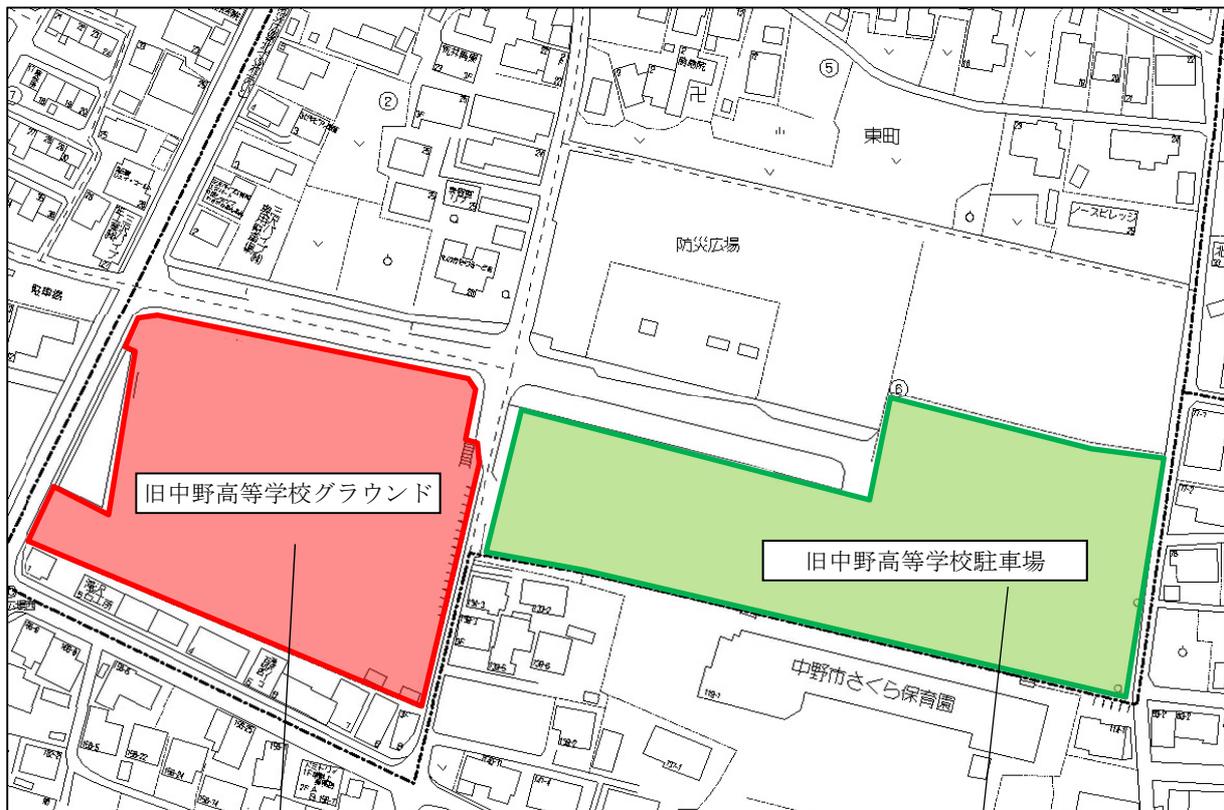
(1) 旧中野高等学校駐車場の使用料は、14,100円とする。ただし、平日については職員駐車場として利用しているため、その分の面積を除いた9,600円とする。

(2) 旧中野高等学校グラウンドの使用料は、9,500円とする。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。ただし、使用に関しては旧中野高等学校の解体工事が完了してから開始するものとし、それ以前の使用は従前のとおりとする。

旧中野高等学校跡地の概略図



面積：約 8,900 m²
使用料：9,500 円/日

面積：約 9,800 m²
使用料：14,100 円/日 (休日)
：9,600 円/日 (平日)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

中野市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

使用目的	
使用場所 (使用場所を■にする)	<input type="checkbox"/> 旧中野高等学校駐車場 <input type="checkbox"/> 旧中野高等学校グラウンド
駐車予定台数	台
使用期間	令和 年 月 日 () 時 分 から 令和 年 月 日 () 時 分 まで
使用責任者氏名 及び連絡先 (携帯)	①【職・氏名】 【連絡先 (携帯電話)】 ----- ②【職・氏名】 【連絡先 (携帯電話)】
ソソラホールの 同日使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (※ソソラホールを使用する場合は■)
その他必要な事項	

※行事等の計画書 (概要書) 等がある場合は添付すること。